

環境農政常任委員会 議事録

飯田委員

維新の党の飯田でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、1点のみ質問させていただきたいと思っております。

神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に関連いたしまして、何点か伺いたいと思います。

もともと、この廃棄物処理計画を策定するに当たって、事の発端は、昭和43年に北九州市に本社を置くカネミ倉庫が製造した食用の米ぬか油にPCBが混入して、その食用油を使った料理を食べた西日本一帯の1万4,000人以上の方々が被害を訴えた事件であります。その原因として、PCB、またPCBが化学反応して起きるダイオキシン類、PCDFの猛毒が体内に入り込んで、吹き出物や内臓疾患やがんなどの発症が、被害の報告がなされております。直接このダイオキシン類を摂取してしまった被害者はもちろんなんですけれども、その被害者のお子さん、またお孫さん、次世代、次々世代まで被害が現れていて、今なお被害者の方は苦しめられているという現状でもあります。

国の動きといたしまして、2012年に被害者救済法が成立しております、国の責務などが定められてはいますが、油症新生児、また次世代の被害者の救済などには、まだ至っておりません。多くの課題を残したままでありまして、国でもこれから様々な議論がなされていくんだろうと思いますけれども、まずPCBのことに限って、何点か伺いたいと思います。

このカネミ油症事件における本県のまず認識と、PCB廃棄物処理に対する重要性について、本県の考え方を伺いたいと思います。

小林資源循環推進課長

カネミ油症事件に対する県の認識ということでございますけれども、発生後、既に40年以上経過している中で、いまだに苦しんでいる認定患者さんがいらっしゃるということで、本当に人の健康に大きな被害を及ぼすという物質であります。しかも、分解しにくい上に、人への蓄積性が高いといったことから、将来にわたりまして、県民の健康の保護であるとか生活環境保全という上で、極めてこれを適正に処理することが重要であるというふうに考えているところでございます。

現在、保管が長期にわたっているということでありますので、これを早期に解消いたしまして、適正に処理し、PCBを分解し尽くすこと、これが極めて重要な課題であるというふうに認識しているところでございます。

飯田委員

私も九州に少し縁がありまして、このカネミ油症事件のことにつきましては、様々な形で耳にしております。被害者の方にもお会いしたことが実はございまして、本当に苦しんでいらっしゃる方が大勢いらっしゃいます。いまだに、当然のことながら、病院に通われたりとかしている状況の中で、大変な思いをされていて、昭和43年でありましたから、私も生まれる前の事件でありますけれども、これだけ大きな社会問題化した事件だったんだということがだんだん分かってきております。

そこでなんですけれども、このカネミ油症事件の非常に、大切さももちろんなんですけれども、まずPCBを所有している事業者、またPCBを所有しているだろうと想定される事業者に対して、カネミ油症事件のことを知ってもらわなきゃいけないと思うんですね。PCBがどれだけ毒性があるものかということを知ってもらわなきゃいけないと思うんですけれども、その取組について、神奈川県としてどうやってきたのか伺いたいと思います。

小林資源循環推進課長

PCBの分解につきましては、平成13年のときにPCB廃棄物の特別措置法というのができまして、その後、保管事業所、あるいは使用している事業所につきましては、毎年届出ということでやっておりますけれども、県では毎年、こういった事業者の方に必ず届出をしてもらうように、毎年通知をしているところでございます。

確かにPCBの重要性というのは訴えかけてきておりますけれども、これまでは確かにカネミ油症事件という

ものについて、細かく記載していたかというところ、そういうところまでいたしていないというところもございますので、今後、こういった機会などを使いながら、この問題が非常に重要で、なぜ重要なのか。風化しないように、についても、今後続けていきたいと考えているところでございます。

飯田委員

この事件は、九州、西日本一帯が中心になって起きている事件でありまして、なかなか東日本のほうに、この事件のことというのは、知っている方というのはいらっしやらないんだろと思うんです、多くないと思うんですね。だから、できればこの大きなカネミ油症事件というものに対して、どれだけ本当に被害者が出たのか、どういう苦しみを味わっているのか。自分だけじゃなくて、子や孫の世代まで影響が出てしまっているということに対して、やはり重要認識を持ってもらわなきゃいけないと思いますので、事あるごとにこの事件のことをお伝えしていくような機会をつくっていただければいいなと思っております。

我々は、最悪のことを想定しながら、物事を進めていかなければならないというふうに思っているんです。このPCB、ダイオキシン類でありますから、下手をするとテロ的なことも、要素も、最悪の事態のことを考えていかなければならないんだと思いますので、そういった意味では、本当にPCBの処理というのは非常に大切になってまいりますので、是非この事件のことを踏まえて、多くの方に知っていただくように周知を是非お願いしていただきたいと思っております。

PCBを製造した事の発端というのは、PCBを製造した製造元の電機メーカーにはあると思うんですけれども、そこについて、神奈川県としてはどういうふうに思われますか、伺いたいと思っております。

小林資源循環推進課長

今御指摘の通り、確かにPCBは有害物質であるということは当時、製造した段階では、非常に絶縁性が優れていたりということで、使用されたんだろと考えております。

今回、PCBの処理に関しましては、なかなか処理施設の設置などが住民の理解が得られなかったという中で、国が主導して全国5箇所に高濃度処理施設がつくられ、あと、基本的には廃棄物処理法の考え方というのは、排出事業者責任ということでございますので、そうはいつても、中小企業の方はなかなか大変だということで、国と県のほうで拠出した基金に基づいて処理をしていく。こういったものが、全国の処理のシステムとして、ようやくつくり上げられたといったことで理解しているところでございます。

確かに製造物責任という、製造者が責任を持つという考え方も、一部の法律では導入されてはきておりますけれども、PCBの処理ということに関していいますと、やはり廃棄物処理の原則であります、排出事業者が責任を持って、全国的な制度がつくられているというふうに認識しているところでございます。

飯田委員

排出事業者に、基本的には、第一義的というのかな、責任はあるんだろというふうには思っておりますけれども、今までの大きな社会事件の中において、車の事件とか、よくリコールとかありますけれども、そういった

製造元に責任があるということになってきて、そこがある程度責任をとっていくということなんですけれども、ここはPCBの製造元ではなくて、事件を起こしてしまったカネミ倉庫が基本的に責任を負うような形になってしまっているの、これについて、ここで議論しても結論は出ないんですけれども、私は基本的に、製造元にも責任があるのではないかという論者でありまして、そのことだけちょっとお伝えをしておきたいなと思っております。

それから、それに基づいて、神奈川県のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画が策定されております。当初つくられて、昨年度末に特措法の改正によって、県の処理計画もつくり替えられていますけれども、これをちょっと読ませていただきましたけれども、廃棄物処理計画というふううたわられていますけれども、見る限りでは、計画というよりか、方針に近いのかなというふううに思っております、これの実施計画、この処理計画の実施計画というものは、別にあるのかなのか、お答えいただけますでしょうか。

小林資源循環推進課長

これについては、更に具体的なものというのはいりません。

飯田委員

処理計画ということですので、内容の記載については、こういう方針で処理してくださいねと、事業者の責任とか、そういったものが書かれておりますけれども、やっぱり時系列的に、年度別に、いつまでにということを区切って処理を進めていきたいと思いますというのが、私は計画だと思っていますので、そういった処理計画、年度というものが一切入っていませんので、できればそういう計画的なものも、今後、本格的に処理が進んでいくわけですので、何らかの形でつくっていただければなという、これは要望にさせていただきたいと思います。

具体的に入っていきたいと思うんですけども、PCBの所有者、所有事業者というんですか、これは、神奈川県内で何事業所ぐらいあるんでしょうか、伺いたいと思います。

小林資源循環推進課長

事業者ベースということでございますけれども、県内全体で、廃棄物処理法の政令市が4市、特措法のほうも同じですけれども、4市がございまして、全体では4,092事業所、これ、年度は25年3月の記録でございますけれども、4,092の事業所を確認しております。内訳については、横浜市が1,615、川崎市が526、相模原市が212、横須賀市が149、あと、その他、県の所管する分が1,490といったような状況になってございます。

飯田委員

今、数字を頂きましたけれども、カネミ油症事件以降、PCBの製造、それから輸入については、昭和49年で止められておりますね。そこから以降については、製造や輸入というものは中止されているわけですが、それまでにPCBが使われていたトランスとかコンデンサ、あと安定器、これ、一番問題なのは、私は安定器だと思っているんですけども、これが大量に日本国内に設置され、巡らされているという現状でありますけれども、今頂きました、神奈川県内でも4,902事業所ということですが、こんなはずないですよ。もっとあるはずだと思います。

例えば、この神奈川県庁の新庁舎だって、昭和41年の建物ですよ。この中にしただって、幾つかPCBは、私は入っていると思うんですけども、実際問題、この新庁舎の中にPCBが、安定器、PCBが入っているというのは承知をされているのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

小林資源循環推進課長

神奈川県庁のものにつきましても、当然、安定器はありまして、今、保管されている状況でございます。

飯田委員

間違いなく入っているし、保管もされているし、ここの中にももちろん入っているんだろうと思います。これから撤去されて、また厳重に保管をされていかなければならないんだろうと思いますけれども、言われたように4,900余の事業所しか、今は把握をされていないということなんですけれども、まだもっと必ず出てくると思うんですけども、今後、これについての調査というのはどのようにやっていかれるんでしょうか。

小林資源循環推進課長

確かにPCBの特別措置法の届出につきましては、毎年、県のたよりで広報したり、いろいろと取組をしていって、また、毎年、電気事業法の関係で、使用機器の廃止等がありますと、その情報ももらいまして、リニューアル等してきているわけですが、確かに27年3月、新たな処理計画をつくって処理期限を決めたわけですから、ここでやはり全ての事業所を洗い出して、確実に処理をしないといけないという認識を持っております。

そこで、今年度から2年間かけまして、掘り起こし調査というのをやることとしております。そこにつきましては、具体的には、国のほうから自家用電気工作物の設置リストというのを頂いておりまして、県所管に限りまして、1万5,000の事業者に対しまして、今後2年間、掘り起こし調査を行っていくこととしております。

飯田委員

全ての事業者の掘り起こし作業を行っていくということなんですけれども、これは誰がやるんでしょうか。

小林資源循環推進課長

具体的なやり方につきましては、政令4市、横浜、川崎、横須賀、相模原については、それぞれの市が、それ以外の地域の部分については県のほうが行っていくという形になります。

飯田委員

この掘り起こしの調査の調査費用というのは、どのぐらい付けていくんですか。

小林資源循環推進課長

今年、今年度につきましては、県の予算といたしまして139万円の予算をとっております。

これにつきましては、調査票の作成、郵送、返送、こういったような費用としてとっているものでございます。

飯田委員

具体的に、この掘り起こし調査なんですけれども、どのような形でやっていかれるんですか。現地に人を赴いて、例えば昭和49年以前の建物を全て洗い出しをして、そこに現地に調査員を赴きさせて、そこで調査をするのか、それとも、調査票を送って、それが返ってくるのを待つのか。どういったやり方を県としては考えているんでしょうか。

小林資源循環推進課長

具体的なやり方につきましては、今考えているのは、この1万5,000社を2年間でやりますので、とりあえず7,500社ごとに、今年度、いわゆる調査票を送付いたしまして、大体時期的には9月ぐらいから11月ぐらいにかけてを今考えておりますけれども、回答がなかったところにつきましては、例えば電話の調査をしたりしまして、更に問題がある、回答がないところについては、最終的に現地確認等により確認していくということを考えているところでございます。

飯田委員

これ、国から資料をもらって、1万5,000社ですか、1万5,000事業所でありますけれども、これ、国が分かっているのというのはコンデンサとかトランスですよ。安定器については、どのように調査をされていかれるおつもりですか。

小林資源循環推進課長

今回、掘り起こし調査につきましては、昨年の9月に国から示された、基本的にはマニュアルというのがありまして、それに準じていこうというふうに考えておりますけれども、国のほうのマニュアルに載っている考え方によりますと、基本的には、今回対象にする1万5,000社と安定器を持っているところというのは、基本的には、かなり包含しているだろうということで調査を行うというふうに考えているところでございます。

飯田委員

トランス、コンデンサも、これについては、ある程度のところに設置がされているということは、国が資料を持っておりますので、分かっていると思いますし、そういったところは徹底的に調査をしてもらわなくちゃいけないと思うんですね。カネミ油症事件のことが、また二度と発生してはいけませんから、そういったことでお願いしたいんですけども、問題はやっぱり、先ほども言いましたように安定器の問題でして、安定器って、皆さんは、釈迦に説法ですけども、蛍光灯の裏側に付いている、一個一個の蛍光灯の傘の裏側に付いているやつでありまして、この建物一つにしても、多分、何百、何千個が付いているだろうと思うんですけども、神奈川県内に事業所というのは無数にあるわけでありましてね。それで、事業所だけじゃないですよ。

一般の民間の方が持っていらっしゃる、例えばビルとか、そういったところも安定器というのは付いているわけですよ、昭和49年以前のもは。若しくは、昭和49年で製造が終わったとしても、在庫が残っているわけですから、50年代にかけても、多分使われているだろうと思いますけれども、そういう古いところの建物、事業者だけじゃなく

て個人が持っている建物についても、安定器の問題についてはしっかりと、私は調査をしていかなければならないと思うんですけども、あと、今後10年間、ストックホルム条約の中でも、37年には使用を全廃していくんだと。全てのPCB、安定器もトランスもコンデンサも含めて、平成37年には全廃をするんだというストックホルム条約があるわけですから、神奈川県としても徹底的に、これ、安定器、PCBというものを撤去、処理をしていかなければならないという覚悟を持ってやらなきゃいけないと思うんですけども、本当に安定器、幾つあるか全く想像つきませんが、これについて、しっかりと調査をしていかなければならないと思うんですけども、民間事業者を使ってやっていかなきゃいけないと思うんですね。

そういったところについての方針、方向性というのか、そこについてちょっとお伺いしたいと思います。

小林資源循環推進課長

先ほど答弁した通り、とりあえず国のほうの調査マニュアルに基づいて、自家用電気工作物の設置者と安定器の使用 基本的には概念上、重なっているという できるという前提で調査をしようというふうに考えておりますけれども、周知のところにつきましては、事前周知法から決めて、関係業界団体等へも調査については周知をしておりますので、できるだけ本当に漏れがないようにやっていきたいというふうには考えているところでございます。

あと、調査方法につきまして、今、委託というような話もございましたけれども、結果的に、最終的には事業所の中に立ち入ったりしなきゃいけないとなりますと、県のほうも法律の権限を行使しなきゃいけないという形になると思いますので、非常に地道な作業になるのも致し方ないかなと思っておりますけれども、とりあえずそこは、県のほうが最終的に現地を確認し、判断するしかないのかなというふうに考えているところでございます。

飯田委員

課長さん、もう37年には使用を全廃しなきゃいけないわけでありまして、あと10年しかないんですね。10年の中に、神奈川県内のトランス、コンデンサ、安定器、その他PCBもろもろ、汚染されているもの全てを処理しなきゃいけないという中において、10年間で県の職員の方だけで、私はやっていけるかといったら、やっていけないと思うんですね。予算についても、今年度は139万円という調査的な予算しかついていませんけれども、本気でこれ、やっていかなきゃならないという思いであるならば、民間に委託するしかないと思うんですね。事業者の方々に、もちろん許可を得なきゃいけませんから、そういったことは行政でやらなきゃいけないと思いますけれども、人的な作業というのは、民間事業者を使っていかなければ、私はこれ、10年で処理できないと思うんですけども、いかがですか、考え方としては。

小林資源循環推進課長

これから始めるところでございまして、もちろん、どういった回答率になるのか、今の時点ではよく分かりませんが、当然やった中で、そのやり方が不十分であれば、当然見直しなきゃいけないというふうには思っておりますけれども、現状は、先ほども申し上げた調査票のところから始めて、調査を続ける中でいろいろと問題があれば、 検討しながらやっていきたいというふうに考えています。

飯田委員

資料を送って、それが返ってきて、うちにもPCB、トランス、コンデンサあります、安定器付いていますというところは、まともに返してくれるところはいいですけども、返してくれないところって、私はあると思うんですね。PCB持っているということを隠してしまっているところだってあると思いますし、事業者が倒産してしまっているところもあると思いますし、若しくは、PCBの危険性を知っていて、どこかに廃棄、放置をする可能性だってあると思いますし、あらゆることを私は想定しなければいけないというふうに思っているんです。

そんじょそらのところで、これ、処理できるものではありませんので、しっかりとそこについても、県として計画として考えていかなければならないと思うんですけども、純粹に通知を出して、私のところありますと返ってき

た事業所だけを調査するんだったらいいと思うんですけども、そうじゃないところが多いという中において、県としてどのように処理をしていくのか伺いたいと思います。

小林資源循環推進課長

確かに国のほうの先行で 的な調査もなされております。大体、回答率も確かに余り良くなくて、50数パーセントぐらいしか来ないというようなこともあって、そういったところの認識はありますので、かなりの数が回答されないということも、もちろん想定はされると思いますけれども、これにつきましては、先ほどもお話の通り、この調査の進め方、そこについては、今回やってみただ中で改善する必要があるれば、いろいろ考えていくという対応で、今考えているところでございます。

飯田委員

時間もありませんので、最後にさせていただきたいと思いますが、先ほども申し上げましたように、カネミ油症事件というのは本当に大きな事件でありまして、このことを知れば知るほど、PCBの危険性という、毒性というのは、本当に考えさせられるものがあります。

本当にPCBが、例えば食物、食べるものに混入されてしまったりとか、水道なんかもそうかもしれませんけれども、人の体に入ってしまったときに、どんな被害が出るかということ、やっぱり知ってもらわなきゃいけないと思うんですね。だから、先ほど冒頭に、どういう認識ですかということをお尋ねしていたんですけども、それについては、非常に重要性を持っているんだということの御回答だったと私は理解をしておりますけれども、やはりこのカネミ油症事件というものを一つきっかけとして、PCBの危険性というものはしっかりと認識をする。PCBの処理というものも、事業者若しくは個人の建物、所有者についても、しっかりと法に基づいて、法律に基づいて処理しなければいけませんので、そういったことについてもしっかりやってもらわなきゃいけないんですね。

ただ、これは処理をするといっても、ただじゃありませんから、お金がかかる話でありますので、安定器にしても、傘の裏に付いている安定器、これ、大体3キロから4キロぐらいあるものですよ。PCB、これ1個処理するに当たって、1キロ3万円ですよ。そのうちの3キロのうちの、PCBというものはごく一部なんですね。だから、ほとんど3分の2は普通の産業廃棄物で処理できるんですけども、ごく一部だけはPCBの処理を法的にちゃんとしなければならぬということになると、やはり、しっかり行政の方が間に入って、処理しなきゃいけないPCBの金額がどのくらいなのかということと計算、はじめてもらわなきゃいけないと思うんですね。全部を処理するんだら物すごいばく大な金額になりますので、そうでなくて、本当にPCBだけを処理するということに対しても、しっかりと指導してもらわなきゃいけないと思いますし、これについても徹底的に、民間の調査業者も使いながら、是非行っていついていただきたいなと思います。

これ、本当に最後にさせていただきたいと思いますが、今後、このPCB、本当に重要な処理になってくるわけですけども、県として、あと10年間どのように処理をしていくか。具体的にちょっと、最後伺いたいと思います。

小林資源循環推進課長

やはり、この3月につくりましたPCBの県の廃棄物の処理計画、これに基づいて、計画的に処理を進めていくということでもありますけれども、二つほど必要な観点があるのかなというふうに思っております。

一つは、やはり事業者の方に、トランス、コンデンサ、高濃度のものにつきましては、平成35年3月、更に安定器等については36年3月というまでに必ず処理を行わなくちゃいけないということ、これが必須であるということと、まずは認識していただく。ここの取組等が重要だと思っておりますので、この点につきましては、県内政令市はもちろんのこと、9都県市とか近隣自治体とも連携しながら、きちんとかういった認識を持っていただくことが

あともう一つは、やはり進行管理ですね。先ほどもありましたけれども、進行管理が重要だと思っておりますので、

PCB廃棄物特措法に基づきます保管の届出というのは毎年ありますし、今後行います掘り起こし調査の結果もございます。更には中間貯蔵、環境安全事業が行っている処理の進捗、こういったものを取りまとめまして、今後、定期的に進捗管理を行っていくと。こういったところを認識しながら進めていきたいと考えております。

飯田委員

最後1点、要望させていただきたいと思いますが、PCBを持っていらっしゃる保管事業者の一覧表をこの間、資料要求させていただいて、頂きましたけれども、大体この中に入っているのは、公官庁とか、一部上場のコンプライアンスを重視しなきゃいけないような会社だったりとか、大企業とかですよ。そうでない中小企業とか、あとは、先ほど申し上げましたけれども、一般個人の方が持っていらっしゃる建物だとか、そういったことは一切入ってきておりませんので、是非そういったところの調査もしっかり行ってもらって、神奈川県内、無数にPCB、安定器も含めてPCB、必ず広まっていますので、そういったものを一つ残らず処理をしていくような意気込みの中で、是非事を進めていっていただきたいなと要望させていただいて、私の質問を終わります。